

中小法人・個人事業者のための

持続化給付金

売上が前年同月比**50%以上減少**している事業者の方は、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。(今月12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象)

令和3年1月15日まで申請が可能です。

中堅・中小企業、
小規模事業者

上限 **200万円**

フリーランスを含む
個人事業者

上限 **100万円**

給付額

前年の総売上
(事業収入)

前年同月比
▲50%月の売上
×12か月

申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、

電子(オンライン)申請で受け付けます。
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は**持続化給付金ホームページ**から

パソコンでの申請は

スマホでの申請は

持続化給付金



「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

7月31日までは**デザインプラザ防府4階**に
申請サポート会場が設置されています。

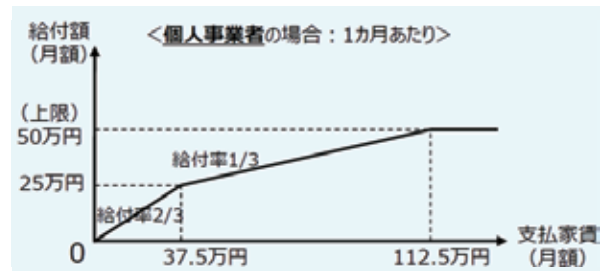
家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長などにより売上の急減に直面するテナント事業者に対して、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした制度です。

対象者 5月から12月において以下のいずれかに該当する事業者に給付金を支給します。

- ① いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で**50%以上減少**
- ② 連続する3ヶ月の売上が前年同期比で**30%以上減少**

給付額 申請時の直近の支払家賃(月額)に基づいて算出し、算出された月額の6倍(6ヶ月分)を給付します。



中堅・中小企業、
小規模事業者

上限 **600万円**

個人事業者

上限 **300万円**

※本記事は6月22日時点で公開されている情報を元に作成しております。内容など変更となっている可能性もありますので、最新の情報・申請方法などについては、防府商工会議所または防府市総合相談窓口までお問い合わせください。

雇用調整助成金

コロナ禍により労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行い、雇用の維持を図った場合に、休業手当等などの一部を助成するものです。

6月12日より4月1日から9月30日までの期間における受給額、助成率が引き上げられました。

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額)
8,330円⇒15,000円

解雇等せず雇用の維持に努めた
中小企業への助成率を
10/10(100%)に拡充します

小規模事業者持続化補助金 (コロナ対応型)

コロナ禍の影響を克服するため、①「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」のいずれか一つ以上の投資に取り組むこと、②持続的な経営に向けた経営計画を策定していることを満たす小規模事業者等(卸小売・サービス業5名以下、その他業種20名以下)が対象に、設備投資・販路拡大などの取組を支援します。

補助率・補助額

【コロナ特別対応型A類型】
補助対象経費の3分の2以内
【コロナ特別対応型B・C類型】
補助対象経費の4分の3以内

補助上限額
100万円

- 第3回締切 8月7日(金) 必着
- 第4回締切 10月2日(金) 必着

新型コロナウイルスに
関する経営相談窓口

防府市栄町1-5-1 ルルス防府2階
(南側中央付近 ※旧:タマキヤ)

【月～土曜】
10時～18時

☎(0835)27-3175